

(記号及び番号)

年 月 日

秋田県知事

住 所  
申請者 氏 名  
〔 法人又は組合にあつては、その名称、代表者〕  
の氏名及び主たる事務所の所在地

小規模水道事業経営の認可について(申請)

小規模水道事業を経営したいので、秋田県小規模水道条例第5条第1項の規定により別紙関係書類を添えて申請します。

- 一 小規模水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
- 二 申請者が法人又は組合である場合にあつては、小規模水道事業経営に関する意思決定を証する書類
- 三 申請者が法人又は組合である場合にあつては、小規模水道事業に係る給水に関する条例又は規程
- 四 申請者が市町村以外の者である場合にあつては、給水区域をその区域に含む市町村の長の意見を記載した書類
- 五 事業計画書（様式第2号）
- 六 工事設計書（様式第3号）
- 七 水質試験結果書
- 八 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類
- 九 申請者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、定款、寄附行為又は規約の写し
- 十 給水区域が水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業及び他の小規模水道事業の給水区域と重複しないこと並びに給水区域内における同条第六項に規定する専用水道の状況（次号(一)において「給水区域内における専用水道の状況等」という。）を明らかにする書類
- 十一 次に掲げる図面
  - (一) 給水区域内における専用水道の状況等を示した給水区域を明らかにする地図
  - (二) 小規模水道施設の位置を明らかにする地図
  - (三) 水源の周辺の概況を明らかにする地図
  - (四) 取水場、浄水場、配水場等の一般平面図
  - (五) 主要な構造物の構造詳細図
  - (六) 導水管きょ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

備考 1 十一の縮尺は、任意とします。

2 十一 (一)及び(二)は、一葉の地図として調製しても差し支えありません。